ひかりっ子応援隊 規約

第1条（名称）

本会は、「ひかりっ子応援隊」（以下「本会」という。）と称する。

第2条（所在地）

本会の所在地は、旭川市立北光小学校（旭川市旭町1条16丁目）とする。

第3条（目的）

本会は、北光小学校の児童（以下「ひかりっ子」という。）の健全育成を図るとともに、ひかりっ子が地域の人々との交流を通じて地域への親しみを深め、健やかに成長できる環境づくりに寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ひかりっ子の健全育成に資する活動及びその企画・実施を支援すること
2. 夏祭り及び盆踊りの企画・運営に関すること
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条（構成員）

本会は、本会の目的に賛同し、本会の運営に継続的に関わる者をもって構成する。

2　本会の活動には、構成員以外の者も、活動要領に定めるところにより参加することができる。

第6条（役員）

本会に、次の役員を置く。

1. 代表　1名
2. 副代表　必要に応じて若干名
3. 会計　1名以上
4. 監査　1名以上
5. その他、本会の運営上必要と認める役員　必要に応じて若干名

2　役員は、構成員の中から総会において選任する。

3　監査は、代表、副代表、会計その他会計執行に直接関与する役員を兼ねることができない。

第7条（役員の職務）

役員の職務は、次のとおりとする。

1. 代表は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
3. 会計は、本会の収入及び支出その他会計に関する事務を行う。
4. 監査は、本会の会計及び業務の執行状況を監査する。
5. その他の役員は、本会の運営に必要な業務を行う。

第8条（役員の任期）

役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2　後任者が選任されるまでの間は、前任者がその職務を行うことができる。

第9条（総会）

総会は、構成員をもって構成し、原則として年1回開催する。

2　総会は、代表が招集する。

3　総会では、次の事項を協議し、決定する。

1. 事業計画及び事業報告に関すること
2. 予算及び決算に関すること
3. 役員の選任に関すること
4. 規約の改正に関すること
5. その他、本会の運営に関する重要事項

4　総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。

第10条（役員会等）

本会の日常的な運営に必要な事項については、役員会その他必要な協議の場において決定することができる。

2　役員会等は、必要に応じて代表が招集する。

3　役員会等は、総会で決定した事業計画及び予算に基づく事業の実施並びに軽微な事業内容及び予算の変更について決定することができる。

4　緊急を要する事項又は軽微な事項については、対面による会議によらず、電子メール、メッセージサービスその他の方法により協議し、決定することができる。

第11条（会計）

本会の経費は、事業収入、助成金、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

2　本会は、北光小学校に在籍する児童の保護者から会費その他これに類する定期的な負担金を徴収しない。

3　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4　本会の収入及び支出は、適正に記録し、関係書類を適切に管理するものとする。

5　本会の財産及び剰余金は、本会の目的のために使用し、構成員に分配しない。ただし、本会の活動に必要な謝金、実費弁償その他正当な対価の支払いを妨げるものではない。

6　本会の会計処理その他会計に関し必要な事項は、別に定める会計規則による。

第12条（監査）

監査は、原則として会計年度終了後、本会の収支及び財産の状況について監査を行う。

2　監査の結果は、総会に報告するものとする。

第13条（規約の改正及びその他の事項）

この規約の改正は、総会の決議による。

2　本会の活動の実施方法その他活動に関し必要な事項は、別に定める活動要領による。

3　この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会等で協議して定めることができる。

附則

この規約は、令和8年10月19日から施行する。

ひかりっ子応援隊活動要領

令和8年4月1日
令和8年10月19日改正
ひかりっ子応援隊

1 趣旨

この要領は、ひかりっ子応援隊規約に基づき、ひかりっ子応援隊（以下「応援隊」という。）が行う活動の実施方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 運営に関わる基本的な考え方

（1）本要領において、北光小学校の児童を「ひかりっ子」という。
（2）応援隊は、ひかりっ子のために、「できる人が、できる時に、できることをする」という考え方のもと、活動への参加希望者をエントリー（募集・登録）することを基本とする。
（3）活動へのエントリーを行った者は、原則として当該活動の終了まで、エントリーチームのメンバーとして活動する。
（4）応援隊は、会費の徴収は行わない。
（5）応援隊は、市P連その他の上部団体には所属しない。
（6）新たな活動の提案は、誰でも行うことができる。
（7）提案された活動を実施する場合は、原則としてエントリーチームを組織するものとし、当該チームには、ひかりっ子の保護者、教員又は応援隊の構成員のうち、少なくとも1名を含むものとする。
（8）活動へのエントリーがない場合は、当該活動を休止又は廃止することができる。
（9）活動の内容等により、エントリーチームを組織する必要がない場合は、参加者のエントリーのみで活動を実施することができる。

3 エントリーチーム

（1）エントリーチームは、活動へのエントリーに応じた保護者、教員、地域の方その他の参加者により構成する。
（2）エントリーチームには、活動の連絡調整を行う連絡代表者を置く。
（3）エントリーチームは、必要に応じて活動計画を作成し、活動の準備及び運営を行う。
（4）活動内容、学校施設の利用、安全管理、経費その他について調整が必要な場合は、応援隊の役員又は学校と必要な協議を行う。
（5）エントリーチームは、当該活動の終了をもって解散する。

4 主な活動

応援隊が行う主な活動は、次のとおりとする。
（1）盆踊り・夏祭り
（2）花壇の整備
（3）親子レクリエーション
（4）授業支援（スキー、運動会、校外活動その他）
（5）交通安全に関する活動
（6）その他、ひかりっ子の健全な成長に資する活動

5 その他

（1）この要領に定めるもののほか、活動の実施に必要な事項は、応援隊の役員会等で協議して定めることができる。
（2）この要領の改正は、役員会等において協議し決定する。

（3）この要領を制定し、又は重要な改正を行った場合は、ひかりっ子の保護者に周知する。

ひかりっ子応援隊 会計規則

第1条（目的）

この規則は、ひかりっ子応援隊（以下「本会」という。）の会計処理に関し必要な事項を定め、適正かつ円滑な会計運営を行うことを目的とする。

第2条（会計処理）

本会の収入及び支出は、会計帳簿その他適切な方法により記録するものとする。

2　会計処理は、事実に基づき、正確かつ明瞭に行うものとする。

第3条（収入）

本会が収入を受けたときは、その内容及び金額を確認し、適切に会計処理を行うものとする。

第4条（支出）

本会の支出は、本会の目的及び事業の実施に必要なものについて行うものとする。

第5条（証拠書類）

支出を行った場合は、領収書、レシート、請求書その他支出の内容及び金額を確認できる書類を保存するものとする。

2　前項の書類は、電子データにより保存することができる。

3　支出の内容及び金額を確認できる書類がない場合は、原則として本会の経費として取り扱わないものとする。

第6条（資金の管理）

本会の現金、預金その他の資金は、会計が適切に管理するものとする。

第7条（決算）

会計は、会計年度終了後、収入及び支出の状況を整理し、決算書を作成するものとする。

第8条（その他）

この規則に定めるもののほか、会計処理に必要な事項は、役員会等で協議して定めることができる。

附則

この規則は、令和8年10月19日から施行する。